

論点整理 (案)

項目	論点
<p>I 個人番号を活用した情報連携のあり方</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条においては、個人番号の利用範囲を規定しており、番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合のほか、地方公共団体が、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して必要な限度で個人番号を利用することができることとされている。</p> <p>また、同一団体であっても、庁内他機関（教育委員会など）への特定個人情報を提供することは、特定個人情報の提供として制限されることとなるため、番号法第19条に基づく条例の制定が必要であり、庁外他団体への特定個人情報の提供には特定個人情報保護委員会規則の制定が必要とされている。</p>	
<p>1 独自利用に向けた庁内連携体制の構築</p>	<p>○ 独自利用に向けた制度面及びシステム面での対応を整理し、庁内連携体制の構築について検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宛名番号（個人番号）を活用して庁内情報連携を行うことで、①情報照会・提供のレスポンスの短縮、②情報照会・提供に係る事務負担の軽減、③庁内での情報共有が容易になることによる迅速な課題発見及び適切な対応が図られ、効率的な情報連携の実現が期待される。 ・ 各地方公共団体によりシステム構成は様々であり、各システムがどのような構成をしているのかを類型化し、庁内連携体制の構築をどのように進めるのか整理が必要。 ・ 個人番号や宛名番号により各事務間で情報連携を図ることとした場合、事務ごとに取り扱う情報の範囲について検討が必要。利用する事務ごとに必要とする情報の範囲は異なるため、連携する情報の範囲を限定すること、事務によって参照範囲を制限すること等のアクセス制限が必要。特に特定個人情報の取扱いには留意が必要。 ・ 個人番号や住基ネットで保有する本人確認情報を庁内連携に活用する場合には、これらの情報が番号法や住民基本台帳法の規制の対象となる情報であるため、利用条例の制定など制度上の位置づけが必要。
<p>【これまでの主な意見】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号制度への対応により大幅に事務の見直しが行われるこの機会を捉え、窓口の統合とあわせ、バックヤードの統合などさらに進んだ見直しも進められるのではないかと。また、対象事務の拡大、バックヤードの連携等の効率的な実現の方法等について、国から適切な支援が必要。 ・ 地方公共団体が独自利用事務を実施することに際し、拡張的な情報連携を促進するためには、国から推奨する事例を地方公共団体に示す必要。

項目	論点
2 想定される独自利用事務及び事務フロー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独自利用事務として想定される事務について整理し、その事務フローについて検討。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法においては、同法別表に掲げる事務のほか、社会保障・地方税・防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に個人番号を利用することができることされており、どのような利活用が想定されるのか検討する必要がある。 ・ 庁外連携に際して、独自利用事務ごとに提供を求める特定個人情報整理了り、当該情報について情報提供ネットワークシステムを通じた受け取りが可能か、検討が必要。 ・ 独自利用事務について、庁外機関との連携を行う場合には、中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の受け取りを行うことが想定されるため、システム面での対応が必要な場合には各開発主体との調整が必要。 ・ 独自利用事務について、庁外機関との連携を行う場合には、事前に特定個人情報保護委員会規則の制定が必要。庁外連携を行う対象事務については、同委員会において検討されるものである。
【これまでの主な意見】	<ul style="list-style-type: none"> ・ どの範囲が特定個人情報に当たるのか（宛名番号と個人番号が宛名システム上で明確に紐付いている場合はどうか／システム上リンクしていなくても、理論上突合できる場合はどうか）の解釈を明確に理解する必要がある。 ・ 番号法第9条第2項の庁内連携について、外部事業者が関わってくる場面も含めて、ユースケースを考えていくことが必要。
3 地方公共団体における情報連携に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号を活用した情報連携にあたり、地方公共団体において行うことになる準備行為やセキュリティ対策等について、検討。
【これまでの主な意見】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体は、国から示された番号制度に係るスケジュールに従い、どのように準備を進めていくのかについて優先順位を決めることに加え、モデルケースを積み上げながら進めていくことが重要。 ・ マイナンバー制度にあわせて関係システムを新規に整備する地方公共団体は非常に多いが、中間サーバーへの必要な情報の登録について、平成29年の情報連携開始までに各地方公共団体が足並みを揃えて進めていく必要がある。 ・ 独自利用事務の情報連携に係るセキュリティについては、国から示されるガイドライン等を参考にセキュリティが整ったものを連携対象に加え、順次対象を広げていくという運用を考えるべき。 ・ 地方公共団体のセキュリティ対策について、マルウェアへの対策とともに、人的な誤処理等への対策についても、過去の事例を踏まえて、国が適切に支援すべき。 ・ セキュリティ対策の観点から、システムのクラウド化を推進するべき。

項目	論点
<p>Ⅱ 個人番号カードの普及・利活用</p> <p>個人番号カードについては、「IT国家創造宣言（改定）」（平成26年6月24日閣議決定）及び「同 工程表（改定）」（平成26年6月24日IT戦略本部決定）において、ICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化や、個人番号カードの民間利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等を行うことにより、広く普及を図る旨の方針が示されているところ。</p> <p>個人番号カードのICチップの空き領域は市町村のほか、都道府県、国の機関等での利用も可能であり、また公的個人認証サービスについては民間の利用が想定されることから、これらの活用方法等について検討する必要がある。</p>	
<p>1 個人番号カード導入のメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号カード導入のメリットについて整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カードの利活用のメリットとその想定される利用場面 <ul style="list-style-type: none"> ①個人番号を証明する書類として <ul style="list-style-type: none"> → 所得把握の精度向上、公平・公正な社会を実現 ②本人確認の際の公的身分証明書として <ul style="list-style-type: none"> → なりすまし被害の防止 ③地方公共団体の独自利用等による付加サービスを搭載した多目的カードとして <ul style="list-style-type: none"> → 将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化 ④各種行政手続のオンライン申請 <ul style="list-style-type: none"> → 行政の効率化、手続漏れによる損失の回避 ⑤各種民間のオンライン取引／口座開設 <ul style="list-style-type: none"> → オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用 ⑥コンビニ等での各種証明書を取得 <ul style="list-style-type: none"> → 住民の利便性向上、市町村窓口の効率化
<p>【これまでの主な意見】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員の身分証明証の個人番号カードへの一元化について、地方公務員、独立行政法人や国立大学法人への拡大も見据えて、仕組みを整理していくということが大事ではないか。 ・ 学生カードの個人番号カードへの一元化により、自然に生活の中に組み込まれていく形となるのではないか。 ・ 法人のオンラインバンキングなど法人向けのサービスへの個人番号カードの活用について、個人が所属する法人をいかに個人番号カードで認証していくのが課題となる。

項目	論点																		
<p>2 コンビニ交付等の多目的利用を通じた個人番号カードの利便性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住基カードの多目的利用が進んでいる地方公共団体では普及率も高いことから、個人番号カードの普及に際しても、個人番号カードの多目的利用を推進することが重要。 ○ 個人番号カードを活用したコンビニ交付等の多目的利用は住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口業務の効率化の観点から大きな影響をもたらすと想定されるため、これからの制度設計について検討。 ○ 個人番号カード導入に伴い、「公的個人認証方式」のコンビニ交付を実現。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の仕組みとの比較 <table border="1" data-bbox="555 496 2123 715"> <thead> <tr> <th>本人認証の仕組み</th> <th>条例制定の可否</th> <th>条例利用APの書き込み</th> <th>システム構築に係る負担</th> <th>本人認証の仕組み</th> <th>対象カード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例利用方式 (カードAP認証)</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>証明発行サーバ及び 条例利用システムを構築</td> <td>利用者ID及び暗証番号</td> <td>個人番号カードだけでなく、 住基カードでも利用可</td> </tr> <tr> <td>公的個人認証方式</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>証明発行サーバのみ構築</td> <td>利用者証明用電子証明書の 有効性検証</td> <td>個人番号カードのみ利用可</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村におけるメリット <ul style="list-style-type: none"> ① ICカード標準システムの導入が必須でなくなることで、コンビニ交付導入時のコスト負担が低減。 ② 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付に係る事務コストが削減できる。 ③ 証明書種別ごとの暗証番号が不要となることで、パスワード管理の事務コストが削減できる。 ④ コンビニ交付を実施するための条例を制定する必要がなくなる。 ・ 利用者におけるメリット <ul style="list-style-type: none"> ① 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付時間が短縮される。 ② 現在コンビニ交付を行っていない市区町村の住民においても、個人番号カードを持っていれば、当該市区町村が新たにコンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしにコンビニ交付が利用できる。 ③ 証明書種別ごとの暗証番号が不要となる。 	本人認証の仕組み	条例制定の可否	条例利用APの書き込み	システム構築に係る負担	本人認証の仕組み	対象カード	条例利用方式 (カードAP認証)	必要	必要	証明発行サーバ及び 条例利用システムを構築	利用者ID及び暗証番号	個人番号カードだけでなく、 住基カードでも利用可	公的個人認証方式	不要	不要	証明発行サーバのみ構築	利用者証明用電子証明書の 有効性検証	個人番号カードのみ利用可
本人認証の仕組み	条例制定の可否	条例利用APの書き込み	システム構築に係る負担	本人認証の仕組み	対象カード														
条例利用方式 (カードAP認証)	必要	必要	証明発行サーバ及び 条例利用システムを構築	利用者ID及び暗証番号	個人番号カードだけでなく、 住基カードでも利用可														
公的個人認証方式	不要	不要	証明発行サーバのみ構築	利用者証明用電子証明書の 有効性検証	個人番号カードのみ利用可														
<p>【これまでの主な意見】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニ交付を想定した場合に、申請者がキオスク端末から申請情報を発信し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を経由して送信され、地方公共団体から証明書情報が送信され、キオスク端末で印刷されるまで、個人情報を取扱うことからその保護に留意する必要がある。 ・ 現行の住基カードによるコンビニ交付では、戸籍証明を取扱う地方公共団体は少なく、交付を行う地方公共団体内に住所地と本籍地がある場合にのみ対象となるため、個人番号カードの導入に際し住所地と本籍地が異なる場合でもコンビニ交付が可能となるように検討をしている。 																		

項目	論点
3 個人番号カードのセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号カードのセキュリティ対策について検討。 ○ 現段階で想定されている個人番号カードのセキュリティ対策は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カードのICチップにはプライバシー性の高い個人情報記録されないようになっている。（※地方税関係情報や年金給付関係情報等の特定個人情報は記録されない。） ・ 個人番号カード内の各情報毎にアクセス権情報を設定しており、アクセス権が条件を満たすと情報にアクセス可能。 ・ ICチップは耐タンパー性を有しており、ICチップ取り出しや情報読み取りに対抗できる。 ・ アプリケーション毎に異なる暗証番号を設定し情報を保護。 ・ 暗証番号の入力を一定回数以上間違えるとカードがロックされる。 ・ セキュリティ機能評価の国際標準であるISO/IEC15408認証を取得。
【これまでの主な意見】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カードの利活用については、個人番号の利用と公的個人認証サービス（JPKI）の利用の2つのパターンがあり、住民が、分かるように周知を図っていく必要がある。 ・ 個人番号カードの民間活用を推進するためにもJPKIを活用して事務を行う窓口でJPKIのキャラクターを表示させるなどの対応を検討してほしい。 ・ 公的個人認証の民間活用の一つとして、各社で大きなコストをかけている入退室管理システムへの活用が普及の起爆剤になる可能性がある。 ・ 通知カードについて、改ざんを防止するような仕掛けを検討すべき。 ・ 民間の事業者等において、身分確認時に個人番号カードのコピーをとる場合、裏面に表示される個人番号について慎重な取り扱いを徹底するよう、普及・啓発に取り組む必要がある。 ・ 個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの民間利用が想定されているが、電子証明書をICカードに安全に保管をしていくことは非常に重要。 ・ 子供や高齢者の方が個人番号カードを利用するという場面を想定した際、悪用されるような危険性もあると思うため、配慮が必要。

項目	論点
4 個人番号カードの多目的利用に向けた技術的見通し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号カードの多目的利用の具体的な方法を例示しつつ、今後の個人番号カードの普及に向けた技術的な課題について検討。 ○ 個人番号カードの多目的利用により、行政側としてはカード一元化により発行・管理等のコスト削減が期待でき、住民側としては「多くのカードを持たずに済む」ことから利便性の向上が期待できる。
【これまでの主な意見】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カードのリーダーライターについて、新たに整備する必要があるのであれば、普及の足かせになるのではないか。 ・ 現在、スマートフォンに搭載されているNFC（※）のリーダーライターは、今後個人番号カードの規格（タイプB）へ対応していく見込みであるため、問題はないのではないか。 （※NFC：約10cmの近距離範囲を「かざす」動作だけでデータ通信を可能にする近距離無線通信規格） ・ 現在、磁気ストライプを使って印鑑登録証の自動交付を行っている地方公共団体についても、個人番号カードの交付を機に、ICチップの空き領域を活用した印鑑登録証の自動交付への移行に取り組むよう働きかけてほしい。 ・ 証明書端末更新の際に随時磁気ストライプ対応からICチップ対応へ移行できるように、地方公共団体向けのガイドランスを用意してはどうか。

項目	論点
<p>Ⅲ 海外に在留する者への行政サービスのあり方</p> <p>市町村の住民基本台帳に記録されている者が国外に転出した場合には、その者の住民票は消除され、以降、個人番号利用事務の処理に当たり活用される住基ネット上の本人確認情報（4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コードとこれらの変更情報）の更新は行われない。また、個人番号カードは、国外に転出したときに失効し、当該カードを市町村長に遅滞なく返納しなければならないこととされている（番号法施行令第14条第1号及び第15条第3項）。</p>	
<p>1 海外における個人番号利用の必要性とメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の番号制度では、海外在留者が個人番号を利用することが想定されているものの、個人番号を最新の4情報と紐付けて管理できないことや個人番号の変更ができないなどの課題がある。海外在留者は増加の一途をたどっていることから、海外在留者の個人番号の取扱いのあり方について検討。 ○ 海外在留者に対して提供されているサービスの中で、個人番号を利用することにより、行政事務の効率化・利便性の向上等の効果が期待できるものは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 現在番号利用事務とされており、国外転出後も個人番号を利用した手続が必要となるもの <ul style="list-style-type: none"> （例）・年金制度～：海外に居住する日本人は国民年金に任意加入可能 海外在住者でも、年金受給のための手続（裁定請求）や年金の継続受給が可能 ・健康保険制度～：海外でかかった医療費は、一旦全額負担した（支払った）後、加入している健康保険組合等に請求手続を行うことで、健康保険組合等が負担する分の医療費の還付を受けることが可能 ・税制度～：海外在留者が国内にある不動産の貸付による所得等、日本国内で生じた所得があるときは、日本における確定申告が必要となる → 上記に例示したような手続を行う際に、個人番号を利用することが想定されるところ <ul style="list-style-type: none"> ※ 国外転出時に、失効処理を行った個人番号カードを還付するため、個人番号の確認は可能であるが、個人番号の新規付番・変更等は不可 ② 将来的に個人番号の利用対象として海外在留者に対する行政サービスに拡大されれば利便性が高まると考えられるもの <ul style="list-style-type: none"> （例）・旅券の発給事務への活用 ・渡航書等海外在留時の各種届出への活用 ・在外選挙関係事務への活用 ・マイ・ポータル／マイ・ガバメントを通じた各種・申請・届出・プッシュ型情報提供への活用
<p>【これまでの主な意見】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外に在留する者へのサービス提供について、どのようなニーズが具体的に考えられるのかといったところからまとめてはどうか。

項目	論点												
<p>2 個人番号・4情報の管理主体及び個人番号関係手続の実施の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内における運用では住民基本台帳に基づき住所地地方公共団体が担っている個人番号・4情報の管理主体について、海外在留者の管理主体をどの機関が担うか、その際の管理主体を規定する法令等の整備の必要性について検討。 ○ 管理主体の明確化とあわせて、海外在留者の個人番号の付番・変更、個人番号カードの交付・券面記載事項の変更等、個人番号関係の手続の流れについても検討。 ○ 個人番号カードの継続利用は可能か、検討する必要がある。 ○ 個人番号・4情報の管理主体として想定されるパターン <table border="1" data-bbox="548 528 2132 802" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">管理主体</th> <th style="width: 33%;">現在、海外在留者に対して実施する事務（例）</th> <th style="width: 33%;">住民基本台帳の代替として想定される制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①在外公館</td> <td>在留届、旅券関連事務</td> <td>在留届</td> </tr> <tr> <td>②最終住所地又は本籍地市町村</td> <td>国民年金関連事務</td> <td>住民基本台帳（除票）、戸籍簿</td> </tr> <tr> <td>③在外公館が窓口となり、窓口経由し地方公共団体で実施</td> <td>戸籍関連事務、在外選挙関連事務</td> <td>住民基本台帳（除票）、戸籍簿、在外選挙人名簿</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号関係手続実施の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される個人番号関係手続：個人番号の付番及び変更、将来的な個人番号カードの海外在留時の継続利用についても検討 ・ 在外公館など関係機関の役割分担を踏まえた事務フローの全体像を踏まえた検討が必要 ・ 法令等の整備：海外在留者の個人番号関係事務の取扱いを規定する法令等の整備が必要 ○ 海外在留者の個人番号利用の対応例とイメージ図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外転出前の最終住所地地方公共団体を管理者として想定して事務フローの全体像を検討 	管理主体	現在、海外在留者に対して実施する事務（例）	住民基本台帳の代替として想定される制度	①在外公館	在留届、旅券関連事務	在留届	②最終住所地又は本籍地市町村	国民年金関連事務	住民基本台帳（除票）、戸籍簿	③在外公館が窓口となり、窓口経由し地方公共団体で実施	戸籍関連事務、在外選挙関連事務	住民基本台帳（除票）、戸籍簿、在外選挙人名簿
管理主体	現在、海外在留者に対して実施する事務（例）	住民基本台帳の代替として想定される制度											
①在外公館	在留届、旅券関連事務	在留届											
②最終住所地又は本籍地市町村	国民年金関連事務	住民基本台帳（除票）、戸籍簿											
③在外公館が窓口となり、窓口経由し地方公共団体で実施	戸籍関連事務、在外選挙関連事務	住民基本台帳（除票）、戸籍簿、在外選挙人名簿											
<p>【これまでの主な意見】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終住所地によって管理するパターンの場合、各地方公共団体がそれぞれ個別に対応するのは負担が大きい。在留届の制度を活用して、海外在留者をまとめて一つの地方公共団体であるかのように位置づけて管理することはできないか。これにより、在留届の現状における形骸化（在留届未提出のままでの海外在留等）を改善し、在留届制度の確実化につながるのではないか。 ・ 個人番号制度全体の運用として、個人番号を利用した効率的な行政事務の実施には、海外在留者も把握する必要がある。小規模地方公共団体は設備投資等で厳しい面もあることを踏まえ、クラウド技術を活用して、一元的に管理してはどうか。 ・ 運用上、在外公館窓口が地方公共団体と同等の事務を実際に行えるのか検討が必要。 												

項目	論点
3 海外在留者のマイ・ポータル の利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外在留者が海外からでもマイ・ポータル／マイ・ガバメントを利用可能とすることについて検討するとともに、これにより提供が可能となる行政サービスについても検討。 ・ 海外在留者の個人番号カードの利用（マイ・ポータル／マイ・ガバメントを活用した行政サービス） ・ 利便性向上の3類型 <ul style="list-style-type: none"> ①海外からの行政手続への電子申請 ②海外からの個人情報等提供記録の確認 ③プッシュ型情報提供サービスの受け取り
【これまでの主な意見】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外在留者は、インターネットを介しての行政サービスへのニーズが高いため、海外在留者がマイ・ポータル／マイ・ガバメントを利用可能となるように制度設計をすべき。 ・ 現行の制度設計では海外転出時に個人番号カードは失効することになっており、それでもマイ・ポータルへの認証を可能とするためには、個人番号カードに搭載しているJPKIと同等のものを利用できるようにすることが、最も簡単な解決方法であり、可能性として例えばICチップ付きパスポートにJPKIを搭載することを検討してはどうか。 ・ 海外在留者がJPKIを利用できれば、在外選挙等においても利便性が向上が図れる。現行の在外選挙制度では、在外選挙人登録申請と承認及び投票用紙の往復で海外在留者及び在外公館と地方公共団体間を複数回郵便で往復することとなっており、時間も要する為、今回の衆議院選挙では投票できなかった有権者も存在すると聞く。海外在留者もJPKIを利用できれば、少なくとも在外選挙人登録は電子申請で可能となるのではないか。 ・ 最終住所地地方公共団体は転出者の情報を5年間管理しており、一方でJ-LISの住基ネット上も海外転出者時の個人番号や4情報について最長150年保存することとされている。海外在留者の最新の個人番号や4情報を扱えるようにするためのシステムの整備・改修の規模やその効果について精査する必要がある。

項目	論点
<p>IV マイ・ポータルを活用したプッシュ型情報提供及び電子申請</p>	<p>マイ・ポータルについては、番号法附則第6条において、政府は、番号法施行後1年を目途として情報提供等記録開示システム（マイポータル）を設置することとされており、主な機能として以下のものが想定されている。</p> <p>① 情報提供記録表示：自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能（番号法附則第6条第5項） ② 自己情報表示：行政機関が保有する自分の特定個人情報を確認する機能（番号法附則第6条第6項1号） ③ プッシュ型サービス：一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（番号法附則第6条第6項第2号） ④ ワンストップサービス：行政機関などへの手続を一度で済ませる機能（番号法附則第6条第6項第3号）</p> <p>また、「IT国家創造宣言（改定）」（平成26年6月24日閣議決定）及び「同工程表（改定）」（平成26年6月24日IT戦略本部決定）において、政府は情報提供等記録開示システムについては、スマートフォン、タブレット端末やCATVなど、多様なチャンネルで利用可能にするとともに、その機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のサービスを利用可能なマイ・ガバメントへの拡張を図るとされている。</p>
<p>1 マイ・ポータルを活用したプッシュ型サービス</p>	<p>○ プッシュ型サービスの類型及び想定事例を紹介しつつ、プッシュ型サービスの課題について検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障・税に関わる番号制度のマイ・ポータルに係るユースケース分析等に関する調査研究（内閣官房社会保障改革担当室）では、マイ・ポータルを活用することによって、行政サービスの向上等が期待されるユースケースとして10事例を分析。 <ul style="list-style-type: none"> ①更なる利便性を確保した確定申告 ②大学等奨学金事業における各種手続 ③被災時におけるマイ・ポータルの活用 ④乳幼児等予防接種に関する各種手続 ⑤年金に関する確認と各種手続 ⑥介護に関する各種手続 ⑦障害者の支援に関する確認と各種手続 ⑧失業者の総合支援 ⑨個人番号カード等に関する各種お知らせ ⑩結婚・妊娠・出産に関する各種手続 ・ プッシュ型情報提供の対象となる情報の3類型 <ul style="list-style-type: none"> ①地域別提供情報 ②年齢別提供情報（年金関連等） ③世帯構成別提供情報（育児支援等） ・ プッシュ型サービスにより、地方公共団体が行う行政サービスについて、サービスを受けられる可能性がある住民を抽出して、効率的にサービスに係る情報を提供することができる。
<p>【これまでの主な意見】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の利便性の観点からは、プッシュ型のサービスの提供が有効。 ・ プッシュ型情報提供については、対象者の抽出が課題であり、地方公共団体が対象者に情報提供を確実にを行うには、既存の方法（地方公共団体が対象者のメールアドレスや電話番号を紐づけている場合）を用いた方が有効となる場合がある。

項目	論点
2 マイ・ポータルを活用した電子申請・ワンストップサービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイ・ポータルを活用した電子申請及びワンストップサービスの具体例を紹介しつつ、その有効活用について検討。 ・ マイナンバーを活用した情報連携により、行政サービスの申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となる。（申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなる。） → 添付書類の削減により電子申請が可能になるものが増え、ライフイベントの際の多様な届出・申請等を電子申請で一括して行うことが可能になる。 （想定事例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生に際し、市役所内の手続きや、児童手当なども一括申請 ・ 転出入に伴い、市役所内の手続きや、児童手当なども一括申請 ・ 家族の死亡時の届け出（その負担は転出入の比ではない程多くて複雑）
【これまでの主な意見】	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイ・ポータル／マイ・ガバメントによって実現を目指すオンラインでのワンストップ申請について、地方公共団体の業務改革とセットで進めていかないと、窓口事務等の混乱を招く可能性がある。円滑な業務連携を行う方法を議論しなければならない。
3 マイ・ポータルの普及方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイ・ポータル及びマイ・ガバメントの導入及び利活用の拡大にあたり、電子私書箱の利活用等を含めた官と民の連携が重要であるため、官と民それぞれの利点と課題及び両者の連携について検討。 ○ マイ・ポータル及びマイ・ガバメントを利活用できるチャンネルの拡大に向けた方策について検討。 ・ マイ・ポータル、電子私書箱、e-Tax等をマイ・ガバメント上で活用することで想定される行政サービスの利便性向上の3事例 <ul style="list-style-type: none"> ① 確定申告の省力化 ➡ マイ・ポータル＋電子私書箱＋e-Tax ② 予防接種サービス ➡ プッシュ型サービス＋電子私書箱 ③ 引越しワンストップ ➡ ワンストップサービス＋電子私書箱 ・ マイ・ポータル及びマイ・ガバメントの利活用の普及に係る施策 <ul style="list-style-type: none"> ① 暮らしに係る利便性の高い官民オンラインサービスの提供 ② スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大 ③ 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備

項目	論点
【これまでの主な意見】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子私書箱については、民間企業から個人あるいは民間企業同士で同じような枠組みを使えるようにすることで、利用推進につながるのではないかと。官が整える枠組みのもと民間が整備する方向で、電子私書箱とマイ・ポータル連携をとりながら検討すべき。 ・ 民間が官より優れている点として、電子私書箱で想定したことを民間では既の実現し始めていることである（例：クラウド会計サービス等）。民間に整備させることにより、競争環境におくことで、迅速なデバイス対応や、財政資金の有効活用にもつながる。 ・ マイ・ポータルをCATVで活用するなど、人々の目に触れる身近な利用チャネルを確保し、利用機会を増やすことで、プッシュ型情報提供も頻繁に行われるようになると考えられる。それにより、マイ・ポータルの利用率も向上することが期待される。 ・ 高齢者の方は、ICTの機器について抵抗感のある場合が多い。マイ・ポータルやマイ・ガバメントの使い方として、例えば災害情報を地域住民に流す場合など、情報の種別によってはテレビなどの簡略な手段でアクセスすることができるような情報の伝え方などを検討すべき。 ・ 民間では複数の銀行の口座から残高や明細の情報を引き出して一元的に確認できるアカウント・アグリゲーション・サービスの提供が広がっている。こういったサービスをうまく電子政府の高度化に結びつけていきつつ、より高度なセキュリティを実現するために、個人番号カードを利用できないか。
4 セキュリティ対策と利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットを介しての情報通信における脅威はますます高まり、これに対するセキュリティの確保は喫緊の課題である一方で、行政サービスの提供における利便性の確保も、マイ・ポータルを活用したプッシュ型情報提供、電子申請の普及及び利活用の拡大に向けて不可欠であることから、これらの均衡のとれた行政サービスのあり方について検討。 ○ 平成29年1月（予定）からのマイ・ポータルの利用開始も見据えた個人番号制度の導入に向けた取組の進行状況について、地方公共団体間において差が生じる（可能性がある）ことに対する方策について検討。 ・ マイ・ポータル／マイ・ガバメントへの認証の段階について3層制のイメージ <ul style="list-style-type: none"> ① 高いレベルで本人の特定が必要なサービス ➡ JPKI（公的個人認証サービス）等 ② 本人の特定が必要なサービス ➡ ID＋パスワード等 ③ 本人の特定が不要なサービス ➡ 認証なし
【これまでの主な意見】	<ul style="list-style-type: none"> ・ IDへの攻撃が顕在化していることへの対応も踏まえ、各種手続きにおける認証手段として個人番号カードの利用、JPKIでの認証連携など、体系だって整備することが必要。 ・ 手続きの秘匿性に応じて、認証のレベルをJPKIからID・パスワード等まで分ける方がよい。